

山口県民生委員児童委員協議会部会規程

第1条 山口県民生委員児童委員協議会（以下「本会」という。）会則第11条に基づき、部会の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本会に次に掲げる部会を置き、以下の事項について研究・協議し、会長に意見を具申する。

（1）地域福祉部会

- ・小地域見守りネットワークづくりにかかる民生委員活動のあり方に関すること。
- ・地域福祉の推進にかかる民生委員活動のあり方に関すること。
- ・その他、民生委員活動の推進に関すること。

（2）児童福祉部会

- ・児童健全育成にかかる児童委員及び主任児童委員活動のあり方に関すること。
- ・子育て家庭の支援にかかる児童委員及び主任児童委員活動のあり方に関すること。
- ・その他、児童委員及び主任児童委員活動の推進に関すること

（3）企画・組織部会

- ・市町民児協・単位民児協の組織体制づくりに関すること。
- ・民生委員・児童委員の資質向上に関すること
- ・民生委員・児童委員活動の調査、普及啓発に関すること。
- ・その他、民生委員・児童委員活動の推進に関すること。

第3条 部会は、市町民生委員児童委員協議会会長の推薦を得た者をもって充てる。

2 各部会の構成については別に定める。

3 会長は、部会に所属しない。

4 各部会は、必要に応じて学識経験者、関係職員等を出席させ、意見を求めることができる。

第4条 部会員の任期は、3年とする。

2 補欠により就任した部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 各部会に部会長1名、副部会長1名、幹事2名を置き、部会において選任する。ただし、各部会長は副会長をもって充てる。

第6条 部会長は、部会を代表し、部会活動を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、部会長の指示により、部会の運営にあたる。

第7条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、構成員総数の過半数の出席がなければ、部会を開くことができない。

第8条 この規程に定めるもののほか、部会に関する必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年3月4日から施行する。

2 部会規程第4条3項及び4項の規定により平成13年12月1日に選任された部会員の任期は、市町村合併による行政区の変更に関わらず平成16年11月30日までとする。

附 則

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

2 部会規程第3条の規程により平成13年12月1日に選任された部会員の任期は、市町村合併による行政区の変更に関わらず平成16年11月30日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

山口県民生委員児童委員協議会 部会構成

令和4年12月1日現在

	構 成	研 究 協 議 事 項
地域福祉部会	県民児協役員並びに市町民児協から選出された者	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域見守りネットワークづくり ・ふれあいのネットワークづくり運動の推進 ・福祉員、友愛訪問員などとの協働 ・地区社協・自治会福祉部との協働 ・小地域での福祉活動の推進 ・ふれあい・いきいきサロン活動の推進 ・生活福祉資金の活用 ・地域福祉権利擁護事業の推進、成年後見制度の利用支援 ・地域での相談援助活動の推進 ・地域福祉計画策定への参画 ・高齢者虐待・DVへの対応 ・その他、民生委員活動の推進に関すること
児童福祉部会	県民児協役員並びに市町民児協から選出された者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童委員及び主任児童委員活動のありかた ・児童・青少年の健全育成（ヤングケアラー、子ども食堂等） ・子育て中の親の支援 ・ふれあい・子育てサロンの推進 ・地域での相談援助活動の推進 ・児童虐待・DVへの対応 ・引きこもり・閉じこもりへの対応 ・その他、児童委員及び主任児童委員活動の推進に関すること
企画・組織部会	県民児協役員並びに市町民児協から選出された者	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動の組織体制づくり（市町民児協・地区民児協の運営） ・民生委員・児童委員の資質向上の取り組み（民生委員・児童委員研修の企画、活動推進委員の活用 等） ・民生委員・児童委員活動の推進にかかる調査 ・民生委員・児童委員活動の普及啓発 ・その他、民生委員・児童委員の活動支援に関すること